

6. 公共交通に関する基本的な方針と目標

6-1 七戸町がめざす将来像等

(1) 七戸町がめざす将来像

本計画は、地域がめざす将来像を実現するために、公共交通のあるべき姿を検討するものとしているため、ここでは七戸町がめざす将来像について整理します。

本計画の上位計画である「第2次七戸町長期総合計画」においては、七戸町の将来像として『潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして』を掲げています。

また、基本方針として『地域連携型のまちづくり』、『地域経済自立型のまちづくり』『住民参加型のまちづくり』の3つを掲げ、町が取り組む施策の指針としていることから、本計画においてもこれを受け入れることとし、地域がめざす将来像として掲げます。

〔基本目標〕

潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして

地域連携型のまちづくり（基盤整備）

地域経済自立型のまちづくり（産業振興）

住民参加型のまちづくり（健康・福祉・教育・文化の充実）

図. 第2次七戸町長期総合計画が掲げる七戸町の将来像と基本方針

(2) 七戸町の将来都市構造図

地域がめざす将来像の実現化に向けた取り組みの一つとして、町内における都市計画の基本的な方針を示す「七戸町都市計画マスタープラン」では、将来のまちのあり方として将来都市構造図を示しています。

本計画において、まちづくりとの連携を踏まえた検討を進める上では、将来都市構造図に示す、“ゾーン”や“拠点”などの考えを踏まえることが求められます。

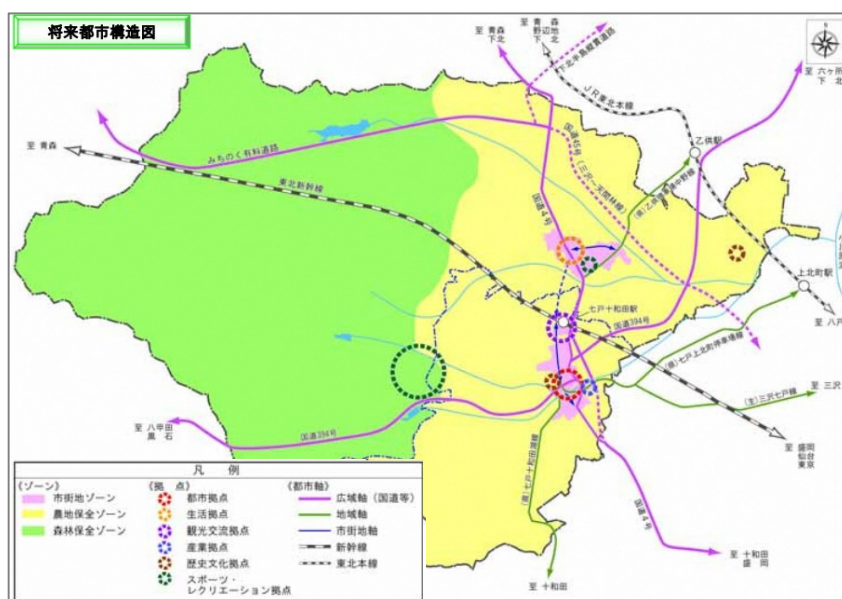


図. 七戸町都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

(2) 上位・関連計画において公共交通に求められる役割

公共交通のあるべき姿を検討する上では、関連する分野等との整合を図ることが重要であるため、ここでは上位計画および関連計画において公共交通に求められる役割について整理します。

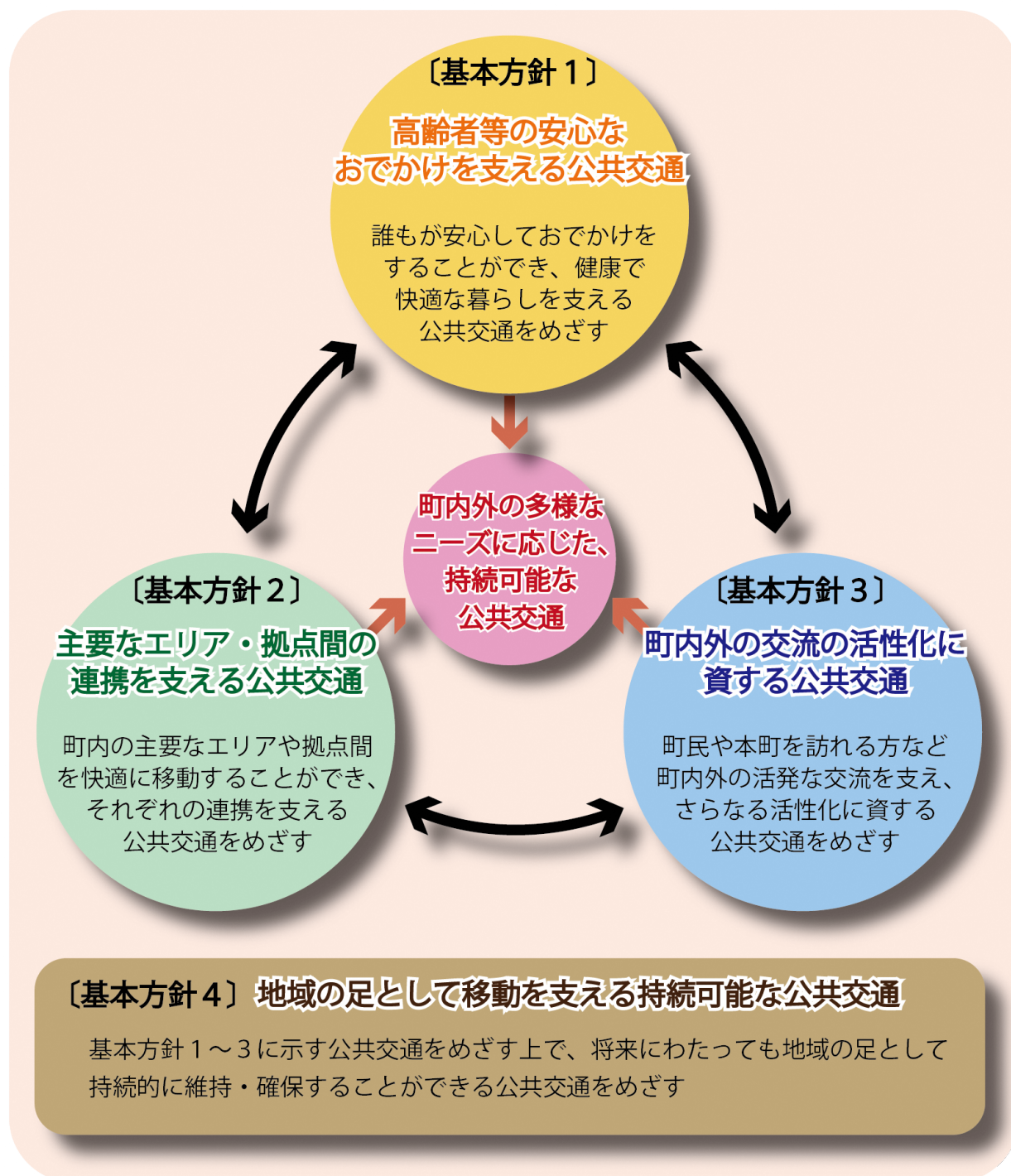
表. 公共交通に求められる役割

策定主体	計画名	求められる役割
町	第2次七戸町長期総合計画	【駅周辺地域のさらなる活性化に資する役割】 ○町内の各地域から駅周辺地域などへの移動手段を確保し、当該地域のさらなる活性化に資する役割が求められる。
		【将来にわたって持続的に住民の移動を確保する役割】 ○公共交通の利便性改善などを進め、高齢化などにも対応し、将来にわたって持続的に町民の足として移動を確保する役割が求められる。
		【隣接市町との連携・交流を支える役割】 ○住民および来訪者の移動を支える公共交通ネットワークを形成し、町内外の活発な連携・交流に寄与する役割が求められる。
		【地域医療サービスの充実を支える役割】 ○町内外の医療機関への移動手段を確保し、地域医療サービスの充実を支える役割が求められる。
	七戸町都市計画マスタープラン	【七戸十和田駅を起点とした移動手段を担う役割】 ○新幹線との接続性の改善により、来訪者の移動ニーズへの対応、市町村間の移動利便性の向上を進め、移動手段として移動を支える役割が求められる。
		【主要なエリア間を繋ぐ移動手段を担う役割】 ○市街地ゾーンへの施設集約にあわせて、エリア間のネットワークを確保・維持し、移動手段として住民の移動を支える役割が求められる。
		【公共交通の不便地域を解消する役割】 ○住民の生活交通としてコミュニティバスの見直しや新たなサービスなどの導入により、公共交通不便地域を解消する役割が求められる。
	まち・ひと・しごと創生七戸町総合戦略	【まちなかへのおでかけを支える役割】 ○商店街などを中心としたまちなかに交流機能を確保する中で、居住地域からそこまでの移動手段を確保し、おでかけを支える役割が求められる。
	七戸町まちづくり計画(新町建設計画)	【町内における連携・交流を支える役割】 ○旧町村間を運行する地域間幹線系統の維持により、地域間および地域内の連携・交流を支える役割が求められる。
	七戸町観光振興計画	【町内および広域観光周遊を支える役割】 ○七戸十和田駅を起点として町内の観光周遊や、十和田・下北などの地域との広域観光周遊を支える役割が求められる。
圏域	上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン	【広域観光振興を支える役割】 ○圏域内の主要な観光資源を活かし観光促進を図る上で、観光客の交通拠点から観光資源までの移動を担う役割が求められる。
		【圏域内の生活を支える役割】 ○圏域内における安定的な生活を確保するとともに、生活交通路線の利用促進を図り、生活を支える移動手段として今後も維持していくことが求められる。
県	青森県地域公共交通網形成計画	【広域路線と地域内路線が結節する拠点を確保する役割】 ○市町村間を跨ぐ広域的な路線の維持を図るとともに、広域路線と地域内路線が結節する拠点を設定し、有機的にカバーする体系にすることが求められる。

6-2 公共交通のあるべき姿（基本方針）

七戸町がめざす将来像の実現に向け、上位・関連計画における公共交通に求められる役割や公共交通の課題、地域の特性などを踏まえつつ、当町における公共交通のあるべき姿（基本方針）について以下のとおり定めます。

公共交通のあるべき姿（基本方針）として、4つの基本方針を掲げ、これらの実現を図ることで、「町内外の多様なニーズに応じた、持続可能な公共交通」をめざすものとします。



6-3 計画の目標

(1) 計画の目標

七戸町がめざす将来像および基本方針の実現に向けて、本計画で達成すべき目標を以下のとおり定めます。

それぞれの目標については、公共交通に関する施策・事業などに取り組むことにより達成を図りますが、目標達成に向けた進捗状況や達成度など測るため、指標・数値目標を設定します。(次頁以降に記載)

〔 本計画で達成すべき目標 〕

目標1 3つのエリア・主要な拠点間の連携を強化

○天間林エリア・七戸十和田駅エリア・七戸エリアや主要な拠点を繋ぐ公共交通ネットワークの形成により、拠点間の連携強化および移動利便性の向上を図ります。

目標2 地域特性や移動需要に応じた公共交通サービスの提供

○地域によって異なる特性や利用者の移動需要に応じた公共交通サービスの見直しおよび提供をすすめ、日常のおでかけ時に利用しやすい公共交通の構築を図ります。

目標3 市町村間の移動を支える公共交通の適切な維持・確保

○市町村間を跨ぐ公共交通の適切な見直しにより効率化を図りつつ、鉄道との接続性向上等により、町内外における交流促進に資する公共交通の維持・確保を図ります。

目標4 主要拠点での公共交通の円滑な接続環境の構築

○市町村間を跨ぐ公共交通と、町内を運行する公共交通との乗り継ぎポイントとなる主要な拠点の設定により、住民などの移動利便性の向上を図ります。

目標5 移動手段として選ばれる公共交通の確立

○公共交通を利用する環境の改善や分かりやすさの改善、および利用に対して前向きに思える意識の醸成などをすすめ、移動手段として選ばれる公共交通の確立を図ります。

(2) 目標の達成を測る評価指標・数値目標

設定した指標・数値目標について、それぞれの出典・算出方法などについて示します。

指標・数値目標の達成年度は、計画期間の最終年度の平成 34 年度（2022 年度）としますが、各年度で把握可能な数値などについて適宜モニタリングを行い、進捗が低い場合などは施策・事業の取り組み状況の確認を行うなど、計画の着実な推進を図ります。

※以下に示す現況値は、計画策定時における最新値を活用しているため、平成 28 年度（2016 年度）時点での数値になります。

①目標 1 「3つのエリア・主要な拠点間の連携を強化」の指標・数値目標

目標 1 を測る指標として、「公共交通全体の利用者数」を設定し、町内における公共交通の利便性向上等により、公共交通の利用者減少に歯止めをかけることをめざし、数値目標は現況値からの維持とします。

表. 目標 1 の指標・数値目標

項目	内容
指標	公共交通全体の住民 1 人あたりの利用回数
現況値(2016)	15.6 回／人
目標値(2022)	15.6 回／人
算出方法	○目標年度時の七戸町総人口に対する、路線バス(地域間・域内)、コミュニティバスの利用者数の合計値の割合 ※新たに公共交通サービスを追加する場合は、その利用者数も含む

②目標 2 「地域特性や移動需要に応じた公共交通サービスの提供」の指標・数値目標

目標 2 を測る指標として、「コミュニティバスの収支率」を設定し、地域ごとの特性や需要に応じて公共交通の効率化を図ることをめざし、数値目標は現況値からの向上とします。

表. 目標 2 の指標・数値目標

項目	内容
指標	コミュニティバスの収支率
現況値(2016)	8.6%
目標値(2022)	12.6%
算出方法	○コミュニティバスの運行経費に占める収支の割合

③目標 3「市町村間の移動を支える公共交通の適切な維持・確保」の指標・数値目標

目標3を測る指標として、「路線バスの財政負担額」を設定し、市町村間を運行する路線バスの運行効率化、適正化等を図ることをめざし、数値目標は現況値からの減少とします。

表. 目標3の指標・数値目標

項目	内容
指標	路線バスの財政負担額
現況値(2016)	1,290 万円／年
目標値(2022)	1,090 万円／年
算出方法	○路線バス(地域間・域内)の財政負担額の合計値

④目標 4「主要拠点での公共交通の円滑な接続環境の構築」の指標・数値目標

目標4を測る指標として、「主要バス停の利用者数」を設定し、主要拠点における利用環境の改善や接続性の向上等をめざし、数値目標は現況値からの増加とします。

表. 目標4の指標・数値目標

項目	内容
指標	主要バス停の利用者数
現況値(2016)	16.1 人／日
目標値(2022)	20.3 人／日
算出方法	○バス停「役場本庁舎」「道の駅」「七戸十和田駅」「七戸案内所」のコミュニティバスの日平均利用者数の合計

②目標 5「移動手段として選ばれる公共交通の確立」の指標・数値目標

目標5を測る指標として、「コミュニティバスの利用者数」を設定し、コミュニティバスに関する利用しやすさやわかりやすさの改善等により、利用者数の減少に歯止めをかけることをめざし数値目標は現況値からの維持とします。

表. 目標5の指標・数値目標

項目	内容
指標	コミュニティバスの利用者数
現況値(2016)	53,560 人／年
目標値(2022)	53,560 人／年
算出方法	○コミュニティバス全路線の年間利用者数

6-4 七戸町の公共交通の将来イメージ

公共交通のあるべき姿（基本方針）の実現および目標の達成等に向けて、施策・事業などの取り組みを展開することで描かれる、七戸町の公共交通の将来イメージを示します。

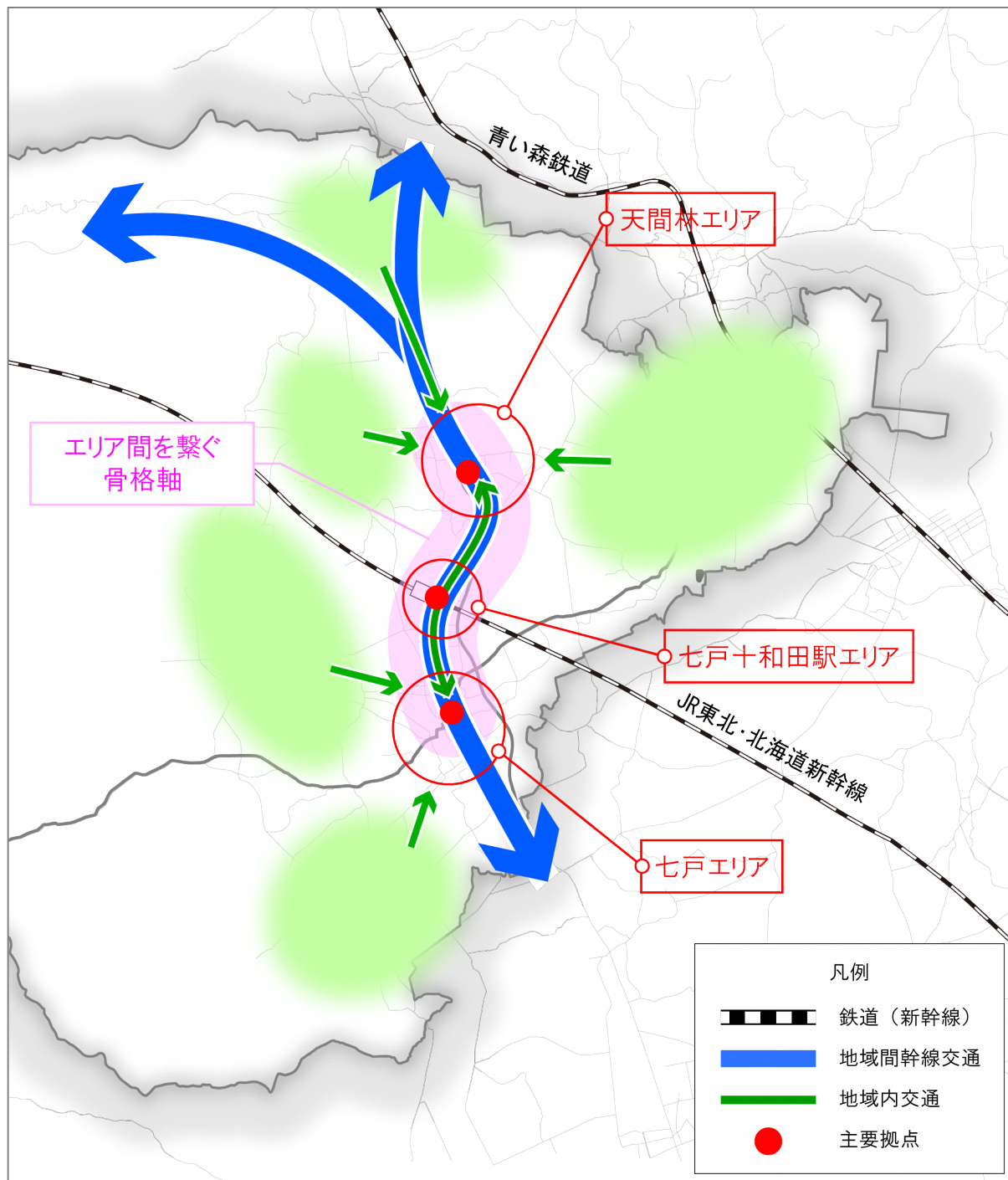


図. 七戸町の公共交通の将来イメージ

7. 目標の達成に向けた施策と実施主体

7-1 施策展開に向けた基本的な考え方

(1) 施策展開の方向性

計画の目標に基づき、公共交通の再編・見直しに関する施策と、利用促進・新規利用者の獲得に向けた施策の2つの方向性を定めます。

再編・見直しによる公共交通の利便性向上および効率化などにより、利用しやすい公共交通体系の構築を図る一方で、実際に利用してもらうための取り組みとして利用促進などの取り組みを展開します。

〔本計画で達成すべき目標〕

目標1

3つのエリア・主要な拠点間の連携を強化

目標2

地域特性や移動需要に応じた公共交通サービスの提供

目標3

市町村間の移動を支える公共交通の適切な維持・確保

目標4

主要拠点での公共交通の円滑な接続環境の構築

目標5

移動手段として選ばれる公共交通の確立

〔施策展開の方向性〕

■公共交通の再編・見直しに向けた施策

●骨格軸の形成に向けた見直し

- 町の主要なエリア間を「骨格軸」として公共交通ネットワークを維持および強化を図る。
- 路線バスと地域内交通において相互的に補完を図りながら、効率的な公共交通ネットワークの形成を図る。

●効率的な公共交通サービスへの見直し

- 利用ニーズや利用実態などに応じて見直しを進め、効率的かつ効果的な公共交通ネットワークに見直しを図るとともに、持続可能な公共交通体系を構築する。

●公共交通の主要拠点等の設定

- 主要拠点の設定により、公共交通機関同士の接続性向上を図るとともに、利用環境の改善を図り、有機的で利便性が確保された公共交通ネットワークを形成する。

●小さな需要に対応したサービスの導入

- 地域の特性や需要総量に応じた公共交通サービスの提供により、誰もが利用しやすく、おでかけしやすい公共交通体系を構築する。



■利用促進・新規利用者の獲得に向けた施策

●新規利用者の獲得に向けた施策展開

- 公共交通を利用してもよい・利用したいと思えるような、取り組みの展開や、利用に対する動機づけを図り、利用促進や新たな利用者の獲得を進める。

●利用しやすさ・分かりやすさの向上

- 公共交通に関する案内・情報などの周知活動や利用環境などの改善を進め、利用しやすく・分かりやすい利用環境を提供し、公共交通に対する、心と体の“バリア（阻害要因）”の取り除きを図る。

(2) 関連する分野との連携の考え

地域がめざす将来像は、公共交通分野の取り組みのみで実現することは困難であり、他の分野とも連携・整合を図りつつ、地域が一丸となって推進することが重要です。

上位・関連計画において公共交通に求める役割を踏まえ、それぞれの分野との連携の考え方について以下のとおり定めます。

各種分野との連携・整合を図りつつ、計画を推進することにより七戸町の将来像の実現を目指すとともに、連携した取り組みの展開により、それぞれの分野との相乗的な効果発現なども期待されます。

表. 関連する分野と公共交通の連携の考え方

項目	内容
まちづくり分野 (都市計画・商工)	【主要なエリア等への機能集積】 ○公共交通分野は、主要なエリアへの移動利便性の確保・維持を図り、公共交通を利用しておでかけすることができる環境を確保する。 ○一方、まちづくり分野では、利用者の目的地となる施設や機能などを、主要なエリアへ集積を進め、公共交通が利用されやすい都市形成を図る。 【町の中心部の活性化】 ○商店街などの活性化および魅力向上を図るとともに、公共交通と連携した取り組みなどを進め、公共交通を利用するきっかけづくりを進める。
福祉分野	【公共交通施策と福祉施策の棲み分け】 ○高齢化が進み、高齢者の移動手段確保の重要性が増している中で、公共交通は一定のサービス水準を確保・維持する一方で、対応が困難な移動需要に対しては福祉施策としての対応を図る。
教育分野	【通学手段としての利活用】 ○今後、小・中学校の統廃合が予定される際には、公共交通の利活用も含めて通学手段の検討を行うとともに、現在のコミュニティバスの運行のような、合間利用などについても検討を行う。
観光分野	【観光施策との連携】 ○公共交通は生活交通として、地域住民の移動手段であることを前提としながら、観光交通として対応可能な部分の役割を担う。 ○観光商品などと公共交通が連携した取り組みなどを展開し、利用者に魅力的なサービスの提供を図る。

7-2 施策体系

施策の方向性や関連する分野との連携の考えなどを踏まえつつ、本計画において展開する施策体系を以下のとおり定めます。

■公共交通の再編・見直しに向けた施策

●骨格軸の形成に向けた見直し

- 路線バスとコミュニティバスの補完関係の構築
- 主要エリア間の運行間隔の平準化

●効率的な公共交通サービスへの見直し

- 路線バスの効率化に向けた見直し
- 利用実態に応じたコミュニティバスの見直し
- 電気シャトルバスの再編・見直し

●公共交通の主要拠点の設定

- 主要拠点の設定および環境改善
- 主要拠点での交通機関同士の接続性向上

●小さな需要に対応したサービスの導入

- 交通不便地域等への移動支援策の導入検討

■利用促進・新規利用者の獲得に向けた施策

●新規利用者の獲得に向けた施策展開

- コミュニティバスのモデルコース企画
- 他都市と連携した観光パック等の企画
- モビリティマネジメントの実施

●利用しやすさ・分かりやすさの向上

- 誰もが利用しやすい車両の導入検討
- 広報などを活用した継続的な情報発信
- 案内・情報ツールの作成・更新

7-3 公共交通の再編・見直しに向けた施策の内容

(1) 骨格軸の形成に向けた見直し

① 路線バスとコミュニティバスの補完関係の構築

項目	内容				
事業の概要	○基幹となる路線バスの適正な維持を図るとともに、路線バスがカバーしきれない地域をコミュニティバスが対応するなど、補完関係の構築を図ります。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
	見直し検討 路線の見直し 運行を維持(必要に応じて適宜見直し)				

【事業内容】

○路線バスにおいては、現状のサービス水準を基本としながら、効率的な運行体系へ見直しを図りつつ、地域間幹線軸として確保・維持を図ります。

○主要な道路を運行する路線バスは町内と町外の移動に対応し、コミュニティバスは路線バスがカバーしきれない地域や町内の移動に対応するなど役割の明確化による補完関係の構築を図ります。

※路線バス(地域間幹線軸※)およびコミュニティバスは、運行を維持するものとしますが、公共交通を取り巻く環境等に変化があった場合には交通事業者と協議の上で見直しを検討

※域内交通を除く

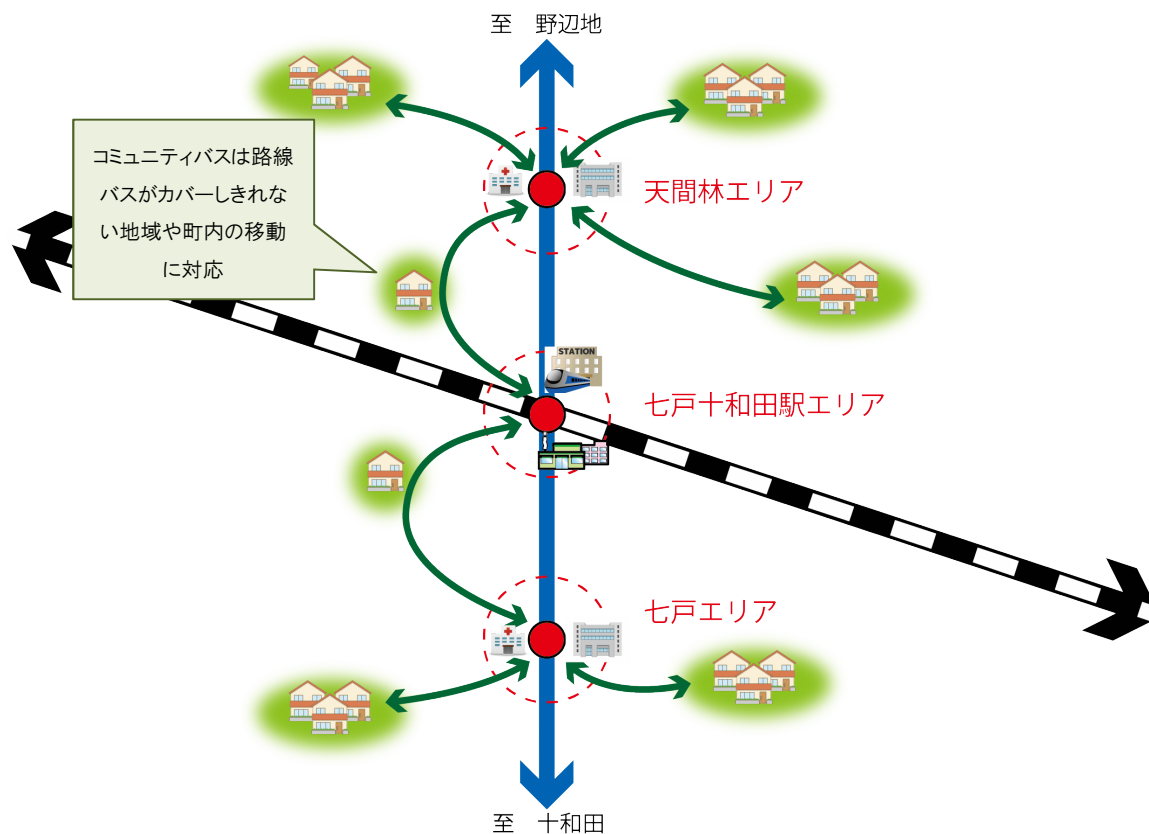


図. 路線バスとコミュニティバスの補完関係イメージ

②主要エリア間の運行間隔の平準化

項目	内容				
事業の概要	○天間林エリアと七戸十和田駅エリア、七戸エリアの連携の強化に向けて、路線バスの運行ダイヤに合わせたコミュニティバスの運行により、3 エリア間の運行間隔の平準化を図ります。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022

【事業内容】

- 路線バスの運行ダイヤを基本として、3 エリア間を路線バスが運行していない時間帯に、コミュニティバスのダイヤを合わせることで、運行間隔の平準化を図ります。
- ただし、コミュニティバスについては現在の運行便数を基本とすることとし、電気シャトルバスの運行体系を見直すことで、合間運行の対応を図ります。

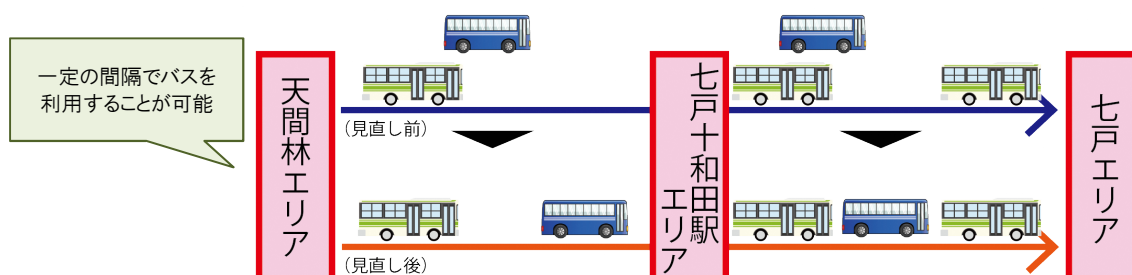


図. 運行間隔の平準化のイメージ

(2) 効率的な公共交通サービスへの見直し

①路線バスの効率化に向けた見直し

項目	内容				
事業の概要	○利用が少なく非効率な運行となっている路線バスにおいて、効率化に向けた見直しを図ります。 ○当町で運行する路線バスは、全路線が他市町村を跨ぐものであるため、関連する市町村と協議を行いながら見直しを行うものとします。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022

【事業内容】

- 利用者が少なく、町による財政負担が発生している路線については、運行経路やダイヤなどの見直しに向けて、町と関連市町村、交通事業者が協議を行いつつ検討を進めます。
- 特に極端に利用が少なく、路線バスによる運行が適さない地域などについては、利用促進などの取り組みや住民協議などを行った上で路線再編などの検討を行います。

②利用実態に応じたコミュニティバスの見直し

項目	内容				
事業の概要	○コミュニティバス利用者の利便性向上や、効率的な運行体制の確保に向けて、利用実態に応じて、経路やダイヤ、運行本数などについて見直しを図ります。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022

【事業内容】

- コミュニティバスの利用実績による見直しの基準を設定し、利便性の向上や効率化に向けた見直し検討を行います。
- なお、コミュニティバスの利用者の多くが高齢者であり、見直しにより極端な利便性低下に繋がった場合、外出機会や健康ケアなどへの影響も想定されることから、高齢者のおでかけなどに考慮しつつ、見直し検討を行うものとします。
- また、利便性の向上を図る場合には、コミュニティバスの運行経費が増大することが無いように、全体のバランスを考慮しながら検討を進めます。
- 路線全体としては、利用実績の基準を満たしている場合においても、利用が少ない区間がある場合においては、個別に経路見直しなどの検討を行うものとします。

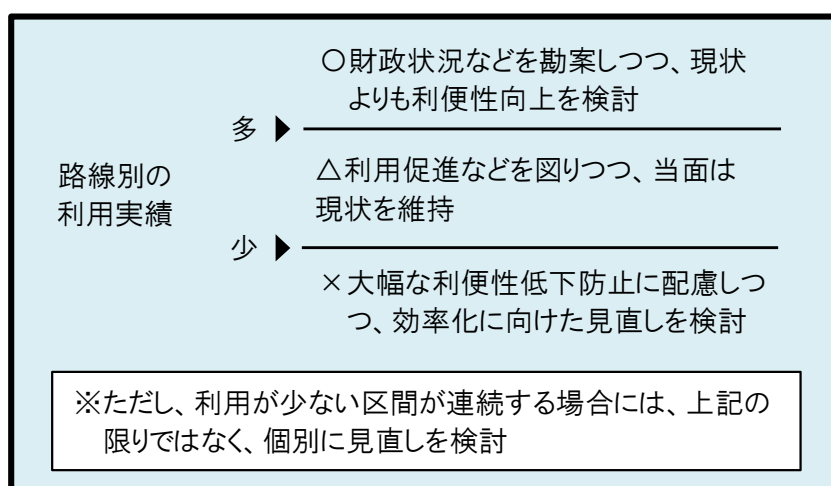


図. コミュニティバスの見直し基準のイメージ

③電気シャトルバスの再編・見直し

項目	内容				
事業の概要	○維持管理において問題が発生しているとともに、無償運行であるためサービスバランスが不均衡となっている電気シャトルバスについて、サービスの適正化に向けた運行体系の見直しを行います。				
事業主体	七戸町				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022

【事業内容】

- 電気バッテリーの更新時期に合わせて、通常の車両への見直しを行います。
 - また、サービスバランスを考慮するとともに、将来的に運行を維持するため一定の受益者負担を図ることとし、現在は無償で行っている運行体系から有償運行へと見直しを行います。
 - なお、有償化による公共交通利用者の減少を避けるため、他のコミュニティバスと同程度の運賃設定とするなど、利用者の負担を考慮した検討を行うものとしします。
- ※本事業については車両や運賃に関する事業であり、経路や運行頻度などに関する見直しについては、他の事業に基づき実施する。

(3) 公共交通の主要拠点の設定

①主要拠点の設定および環境改善

項目	内容				
事業の概要	○複数の公共交通が接続する交通結節点や、利用が多くみられるバス停などを主要拠点として設定し、待ち合い環境の改善を図ります。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022

【事業内容】

- 町内の3エリア(天間林エリア・七戸十和田駅エリア・七戸エリア)において、鉄道や路線バス、コミュニティバスなどの公共交通が接続する交通結節点を設定し、複数の公共交通が利用しやすい環境を構築します。
- これらの拠点においては、それぞれの公共交通の到着を、安心・安全に待つことができるような待ち合い環境の整備を進めます。
- また、コミュニティバスにおいては、利用の多いバス停は主要な施設に隣接している(老人福祉センター、農協、イオンなど)ことから、施設内の一部を活用した待ち合い環境の整備などにより、待ちやすさの向上を図ります。

■ 交通結節点とする場所

エリア	場所
天間林エリア	七戸町役場本庁舎付近
七戸十和田駅エリア	七戸十和田駅、道の駅しちのへ
七戸エリア	七戸案内所(十和田観光電鉄)



図. 施設の一部を活用した待合所イメージ（八戸市） 図. 施設を活用した待合所（七戸町内）

②主要拠点での交通機関同士の接続性向上

項目	内容				
事業の概要	○交通結節点とする場所においては、交通機関同士の接続性向上により、町内外における移動の利便性向上を図ります。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
	→ 事業者協議 ダイヤの見直し				

【事業内容】

《新幹線と路線バス》

- 七戸十和田駅において、新幹線の到着に合わせた路線バスのダイヤ調整を検討します。
- ただし、路線バスについては市町村間を運行する長大な路線となっていることや、運行本数も限られていることから、全ての新幹線の到着ダイヤに合わせることは困難であるため、特に利用が多い時間帯などにおいてダイヤ調整を図るものとします。

《路線バスとコミュニティバス》

- 七戸町役場本庁舎付近および七戸案内所において、路線バスに合わせたコミュニティバスのダイヤ調整を検討します。
- ただし、市町を跨いだ広域的な移動については、1日当たりの需要が多くないことやコミュニティバスの運行本数が限られていることから、町内の移動への対応を基本としながら、可能な限りダイヤ調整を図るものとします。

《コミュニティバスとコミュニティバス》

- 交通結節点および主要拠点における、コミュニティバス同士の乗り継ぎを考慮したダイヤ調整を検討します。
- 特に、通院や買い物などを目的とした天間林エリアから七戸エリアへの移動が一定程度みられることから、運行便数を考慮した上で、可能な限りダイヤ調整を図るものとします。

(4) 小さな移動需要に対応したサービスの導入検討

①交通不便地域等への移動支援策の導入検討

項目	内容				
事業の概要	○公共交通の利用が不便な地域や時間帯において、タクシーなどの既存の交通資源を活用した交通サービスの導入を検討します。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
	導入の検討 → 実証実験 → 導入の判断 →				

【事業内容】

- バス停までの距離が遠く、路線バスやコミュニティバスを利用しにくい地域において、タクシーなどで移動する場合に一定金額の支援を行うなどの交通サービスの導入を検討します。
- また、コミュニティバスが運行していない時間帯などにおいて、事前予約をした場合に運行する交通サービスの導入についても検討します。(デマンド型交通)
- いずれの交通サービスにおいても、導入する場合においては、現在運行する公共交通と競合化することが無いように、地域や利用者に対して一定の条件を付けるとともに、運賃などについても他の交通とのバランスを考慮した設定にするものとします。

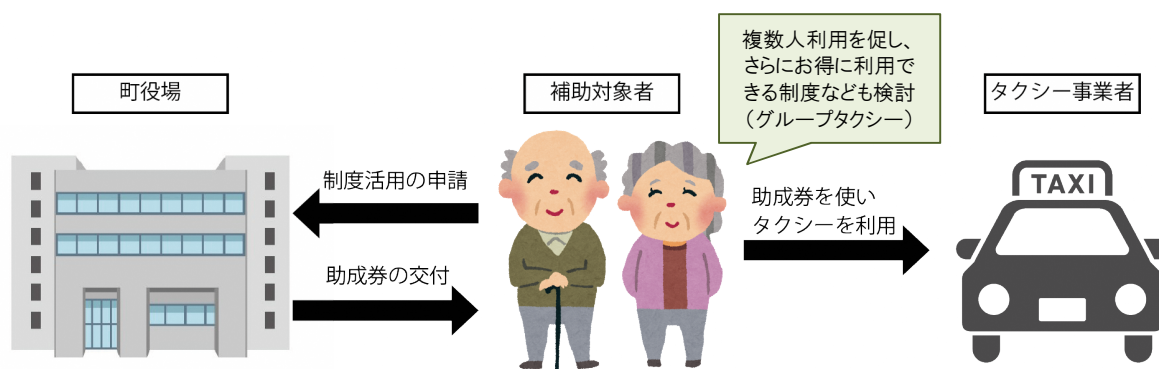


図. タクシー活用のイメージ

表. デマンド型交通の導入イメージ

運行パターン	概要
定時定路線型	○通常の路線バスなどのように、毎回決められた経路を走行 ○予約があったバス停のみで乗降 ○事前に予約があった便や区間のみを運行も想定
区域運行型	○運行ルートは決めずに所定の場所で乗降 ○予約があった場所のみを最短経路で運行 ○予約者の自宅付近などドア to ドアでの運行も想定
迂回運行型	○定路線型と同様に決められた経路を走行 ○バス停などが遠い地域に迂回ルートを設定し、予約があった場合のみ迂回して乗り入れ

7-4 利用促進・新規利用者の獲得に向けた施策の内容

(1) 新規利用者の獲得に向けた施策展開

①コミュニティバスのモデルコース企画

項目	内容				
事業の概要	○コミュニティバスの活用による買い物・通院などのおでかけを想定したコースの企画および周知により、新たな利用者の獲得を図ります。				
事業主体	七戸町				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
	コースの企画 周知・広報 効果状況により適宜見直し				

【事業内容】

- どのコミュニティバスに乗り、何時にどこに行くことができるなど、買い物・通院の移動を想定したモデルコースを企画し、周知を図ります。
- コミュニティバスの現状の利用者や、運行時間などを考慮すると、高齢者層や子育て世代などをターゲットに設定することを想定します。
- 路線によって運行ダイヤが異なるため、それぞれの路線において、買い物・通院による移動のケースを想定するものとします。
- 周知については、一過性ではなく、継続的に行うことで一定程度の効果発現が見込まれることから、コストなどを考慮して、「広報しちのへ」や町内会などでの回覧で行うことを想定します。

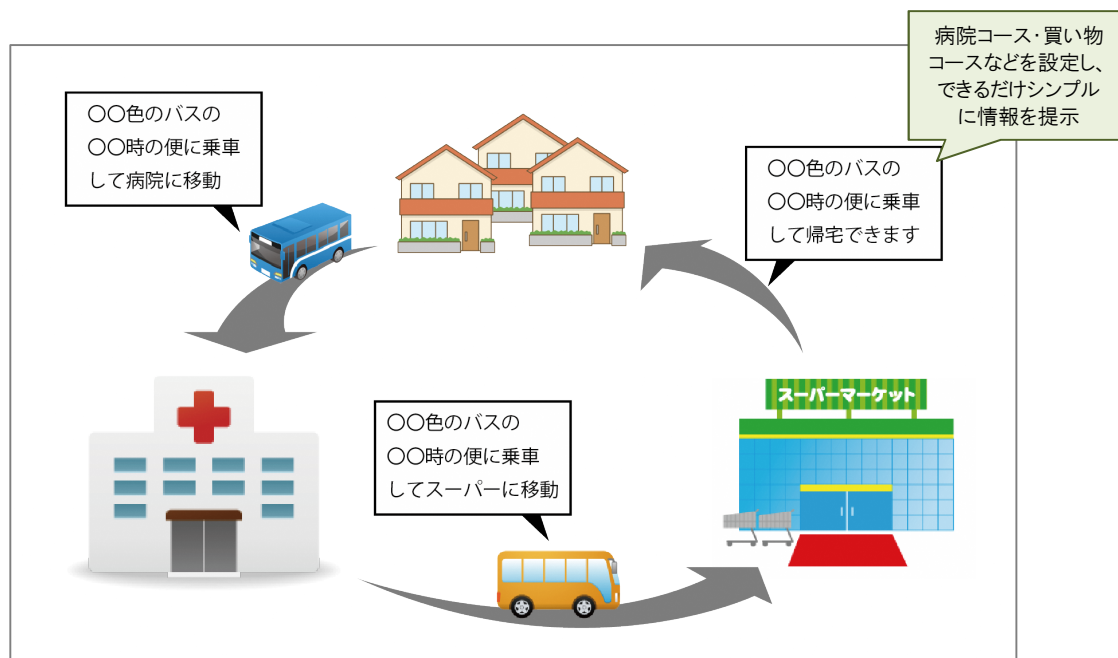


図. モデルコースの設定イメージ

②他都市と連携した観光パック等の企画

項目	内容				
事業の概要	○観光と路線バスが連携し、利用者に魅力的な商品の企画により、新たな利用者の獲得を図ります。				
事業主体	七戸町、交通事業者、その他(観光施設等)				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
	商品の企画・各種調整 企画実施 見直しながら実施				

【事業内容】

○現行の路線バスを活用して観光施設や商業施設などに移動することで、施設利用や食事、その他サービスなどがお得になる商品などの企画を検討します。

○なお、商品の企画にあたっては、町内だけではなく、周辺市町村などの施設も含めて検討することが効果的であることから、上十三・十和田湖広域定住自立圏などの関係市町村と連携し、広域的に取り組むことも検討します。

○特に、当町においては、新幹線駅である七戸十和田駅からの観光客の来訪も見込まれることから、駅からの移動を想定した商品なども検討します。



図. 広域的な観光パックの取り組みイメージ（八戸市）

③モビリティマネジメントの実施

項目	内容				
事業の概要	○今後利用が見込まれる層を対象として、公共交通へ自発的な利用転換を促す施策展開(モビリティマネジメント)を行います。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
	企画・検討 実施(適宜見直し)				

○バスの乗り方や、バスを利用した主要な施設への移動方法などを示した簡易的なガイド(パンフレット形式など)を作成するとともに、それらを活用し、今後新たな公共交通利用が見込まれる高齢者や小・中学生を対象とした、バスの乗り方教室の実施や乗車体験などを実施します。

○路線バスについては、小・中学生などを対象として行い、コミュニティバスについては、高齢者などを対象として行うことを想定します。

○特に小・中学生については、バスの乗車に対する障がい(恐れなど)を除外することで、公共交通に対する“マイバス意識”の醸成に繋げることも期待されるため、学校などと連携して教育プログラムとして組み込むこと(課外授業の実施)なども検討します。

(2) 利用しやすさ・分かりやすさの向上

①誰もが利用しやすい車両の導入検討

項目	内容				
事業の概要	○誰もが安心して利用することができる車両の導入について、町としての導入や交通事業者への支援などを検討します。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022

○コミュニティバスの車両を更新する際には、段差の少ない車両や車いすの方でも利用できる車両など、誰もが安心して利用することができる車両の導入を検討します。

○交通事業者が車両を更新する際には、ユニバーサルデザインの車両導入に対する支援措置などを検討します。

○なお、車両更新については多額の費用が発生し、町の財政負担だけでの対応は困難な場合があるため、国や県などの環境改善に関する支援措置なども活用しつつ、導入を促進するものとします。

②広報などを活用した継続的な情報発信

項目	内容				
事業の概要	○公共交通に対するイメージの改善や住民の“マイバス”意識の醸成に向けて、広報などを活用した継続的な情報発信を行います。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
					

- 現状、コミュニティバスにおいては若い世代の利用が少ないことや、そもそもどのように運行しているのかわからない、といった住民もいるため、公共交通全体に対するイメージの改善や意識醸成に向けて、継続的な情報発信を行います。
- 情報については、コミュニティバスの利用者数に関する情報や簡易的なコラム、前記の観光パックなどの紹介などを、「広報しちのへ」や回覧などを通じて継続的に発信を行います。
- 特に利用実績については、コミュニティバスの見直しをする上でも重要な要素となることから、利用実績による見直しの基準の公表なども検討することで、利用促進なども期待されます。

③案内・情報ツールの作成・更新

項目	内容				
事業の概要	○町で作成しているバスの情報発信ツールの更新や新たに作成するなど、情報発信の強化を図ります。				
事業主体	七戸町、交通事業者				
実施期間	2018	2019	2020	2021	2022
					

- 現在、町ではコミュニティバスのバスマップ・時刻表を作成・配布していますが、路線やダイヤの見直しに合わせてこれらの更新を行います。
- また、新幹線と路線バス、路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎ時刻表の作成など、新たな情報発信ツールなどの作成も検討し、さらなる発信強化を進めます。
- 情報発信ツールについては、高齢者などの利用を想定して紙媒体を中心としたものを想定しますが、若い世代や観光客などを対象とする場合においては、スマートフォンやインターネットなどで閲覧可能な簡易的なサイト作成、および QR コードによる発信なども検討します。

8. 計画の推進方針

8-1 計画の推進体制

(1) 関係する主体と基本的な役割

本計画の推進にあたっては、町や交通事業者、関係機関などが密接に連携しながら、一体的に取り組むとともに、必要に応じて外部（有識者等）の助言・補助による客観的な視点を加えつつ、それぞれが担う役割および進捗等を確認しながら着実な推進を進めます。

表. 関係する主体と基本的な役割

主体		役割
七戸町		計画全体を進行・コーディネートする役割として、主体的に計画の管理および推進を行うとともに、公共交通の維持・改善に向けた検討を行う。 また、庁内において関係各課と適宜連絡・調整を行いながら、他分野との密接な連携を維持する。
交通事業者		公共交通の運営・運行の主体として、計画に基づいた施策・事業の実施を行うとともに、町と共有しながら路線などの見直しを行う。
関係機関		行政や交通事業者と連携した取り組みの検討を行う。
外部	有識者等	町の要請に応じて、事業の実施方針、計画の進行などについて知見に基づき助言を受ける。
	国・県	全体的な統括の視点から、他地域での事例を踏まえながら計画の推進に対して助言を受けるとともに、監査的な判断を受ける。

(2) 計画の推進・管理体制

本計画は、住民代表や有識者、国・県、交通管理者などから成る「七戸町地域公共交通会議」による管理のもと、計画全体の推進および事業の進捗状況の確認、目標の達成状況の確認などを行い、着実な推進を図ります。

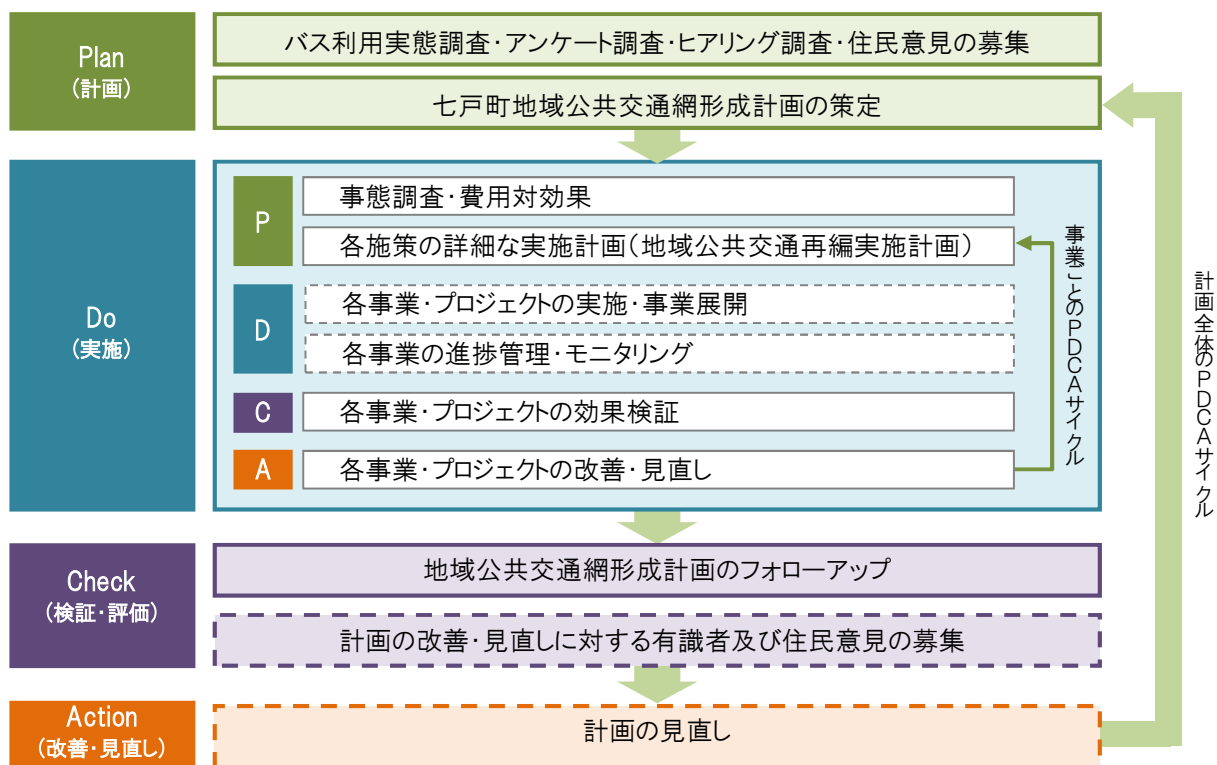
(3) 実施計画の検討

本計画に基づき公共交通網の見直しを行うにあたり、より具体的な協議・調整や国庫補助などを活用した路線再編が必要となる場合においては、「地域公共交通再編実施計画」の策定を検討します。

なお、地域公共交通再編実施計画の特性上、市町村間を跨ぐ路線（地域間幹線交通）に関する再編・見直しが求められ、この場合には地域間幹線交通が運行する隣接市町村を含めた検討が必要となることから、七戸町単独での検討だけではなく、周辺市町村との連携・協働による策定も含めて検討を行います。

8-2 計画の推進方法

計画の推進方法として、計画全体を対象としたPDCAサイクルと、各事業を対象としたPDCAサイクルを組み合わせることで、計画および事業の検証を行い、継続的な推進を図ります。



七戸町地域公共交通網形成計画

2018－2022

【策 定】平成30年（2018年）3月

【発 行】七戸町 企画調整課（七戸町地域公共交通会議 事務局）

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4

TEL:0176-68-2111（代表） FAX：0176-68-2804



七戸町